

第30回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年11月25日(月)

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時30分

第30回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第159号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第160号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第161号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第162号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第149号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第150号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第151号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消願について

報告第152号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第153号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第154号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	眞 一 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	12 番	坂 卷	昭 一 郎 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 君
15 番	籠 宮	信 寿 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君	18 番	奈 良	晴 夫 君

欠席委員 1名

11 番 高 橋 七 海 君

推進委員

久喜 1 平 林 勝 博 君 菖蒲 11 森 田 清 君

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	松 田 知 也	主 事	横 山 玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第30回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、11番、高橋七海委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。12番、坂巻委員、13番、宮城委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、総会議案の3ページを御覧ください。初めに、11月12日、埼玉県農業会議主催による、第3回市町村農業委員会職員研修会が、さいたま市あけぼのビル及びウェブにおいて開催され、松田主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、11月13日、令和6年度農業委員会先進地視察研修を茨城県結城郡八千代町において実施し、長谷川会長はじめ農業委員、推進委員、事務局職員合わせて10名が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、4ページ、11月15日、関東各県女性農業委員組織・関東各都県農業会議主催による、関東ブロック女性農業委員等研修会が、埼玉県県民健康センター大ホールにおいて開催され、私が出席してまいりました。また、高橋七海委員が基調講演をされております。

次に、11月22日、関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課主催による、所有者不明農地制度等に係る研修会がウェブにおいて開催され、松田主任が出席いたしました。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたらご報告願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第159号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第159号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第159号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号241306、譲受人、譲渡人ともに原在住の方となっております。土地の表示につきましては、原地内の畑11筆、合計4,771平米でございます。権利の内容は贈与によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、7ページ、申請書番号241308、譲受人は本町4丁目在住の方、譲渡人は吉羽3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田1筆、13平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を152アール耕作しており、取得後につきましては果樹の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号241309、譲受人は久喜東1丁目在住の方、譲渡人は茨城県五霞町在住の方となっております。土地の表示につきましては、北中曽根地内の畑1筆、70平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242318、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、167平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在野菜を73アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、8ページ、申請書番号243304、譲受人、譲渡人ともに松永在住の方となっております。土地の表示につきましては、松永地内の畑1筆、187平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在野菜を58アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号243305、譲受人は南栗橋1丁目在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、島川地内の畑2筆、雑種地2筆、合計757平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号243306、譲受人は新座市在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示は、島川地内の畑2筆、雑種地1筆、合計387平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、9ページ、申請書番号244304、譲受人、譲渡人ともに鷺宮1丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮中央1丁目地内の田1筆、125平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在野菜を19アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について、全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） それでは、補足説明をさせていただきます。11月19日、早野委員さんと一緒に現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

資料1、241306を御覧いただきたいと思います。これは、目印がちょっとないのですけれども、閉校しました江面第二小学校、地図でいいますとコアヴィレッジと書いてあるのです。ここが旧の、江面第二小学校です。この江面第二小学校から直線にして約200メートル行ったところが、まず第1か所目です。それから、ここでいいますと、この下の部分になります。それから、もう一か所につきましては、このまとまった部分の北側へ300メートル行ったところに畑がありますが、それが2か所目です。全体として4,771平米ということになります。現地は野菜、柿等が作付してありました。それから、下の部分の畑にも、キャベツとか野菜が作付してありました。この方は新規就農ということなので、久喜市において初めて農地を所有するということから、10月31日に面談を行いました。面談は、会長と事務局と私と、それから申請者、この4人で話をしました。営農計画書を確認しながらヒアリングをしたのですが、この渡す人はお兄さんなのですけれども、農業の継続が難しいということで、妹さんが引き続き農業を続けていきたいということで、それで申請をいたしました。農機具の所有状況なのですが、耕運機1台、それからトラクターについては共同購入でお兄さんが持っているということです。それから、最近草刈り機を購入したということでありました。面積大きいのですけれども、これは何をやるのですかと聞きましたら、イチジクを200本くらい植えたいのだという話をしていましたけれども、新規就農の考え方ということで、そういうこととお話を伺いました。

続きまして、241308を御覧いただきたいと思います。これは、さいたま栗橋線の総合運動公園の信号の入り口から北に50メートルぐらい行ったところですが、住宅地図だと家が建っているのですけれども、かつて2回ぐらい、この西側なのなのですが、資材置場で農地転用が出ていまして、そんな感じでした。これは面積的には13平米なのですが、果樹をしたいということで申請が出されたということです。

続きまして、241309、資料3を御覧いただきたいと思います。ここは、住宅地図で見づらいのですけれども、県道川越栗橋線と、それから、清久の工業団地、その間に挟まれた北中曽根の集落の中の一部です。現地は、宅地と農地、畑が一体的な土地でした。この方も新規就農なのです。この面積なのですけれども、新規就農ということで、やはり農業委員会のほうで10月22日にヒアリングを行いました。会長と私と事務局でヒアリングをしたのです。この方の考え方は、宅地を買うのに当たりまして敷地内にある農地も購入したいと。そのために営農計画書を提出されてきました。営農計画書については、自分で野菜を作ったり、それから、出荷しないのだけれども、自分の家で食べるような、面積的に70平米ですので、そういった野菜を作りますよということで営農計画書を提出ということです。それと、祖父母が農家で、本人も、地元の出身だということで、そういう状況を確認させていただきました。今回は、完全に敷地の一部の中に宅地と農地があるということで、こういう状況ですので、やむ得ないという感じはいたします。

以上です。

○6番(柴崎行雄君) 柴崎でございます。昨日24日、渡邊委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号242318、資料の4番を御覧ください。よろしいでしょうか。まず、道路のほうですが、県道川越栗橋線、その中央に小林橋というのがありますが、これは行田のほうから流れてきている野通川という川沿いにあります。上に大きくあるのが小林沼というふうには呼ばれている沼です。この現地につきましては、畑一帯になっておりまして、小さく区分、幾つもされています。今回は、その左側の方がこの土地のほう購入したいということで申請がありました。特に、現地は何種類かの野菜が耕作されておりました。土地を広げて、そのまま畑として利用するというので、特に申請のほう、適正に耕作するものと思われま。

以上です。

○3番(池田庄司君) 3番、池田でございます。去る11月20日に現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号は243304番、資料5を御覧ください。申請地につきましては、県立の栗橋北彩高等学校から南に200メー

トルほどの畑作地帯の中に位置をしております。農地の状況でございますが、畑で既に隣接する農地との畦畔が撤去されておりまして、耕うんをされており維持管理が適正にされておりました。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から取得後も適正に耕作するものと思われま。

続きまして、申請書番号243305及び243306は隣接した土地でございますので併せて報告をさせていただきます。資料は6と7をお開きください。申請地につきましては、1級河川中川に架かります島川橋、地図でいいますと、一番下に、島川橋と小さく書いてあるかと思うのですが、ここから北西に200メートルほどの集落に位置をしているところでございます。農地の状況は、ともに畑でございまして、適正に維持管理をされておりました。譲受人がご兄弟ということもございまして、久喜市において初めて農地を取得するという予定でございますので、10月22日に会長、私、事務局で営農計画書に沿って面談をさせていただきました。お二人とも家庭菜園でございますけれども、この申請地におきまして、20年からの家庭菜園のご経験があるというふうなことで、農業に強い関心をお持ちであるということを感じられました。現在の耕作状況から取得後も適正に耕作するものと思われま。

以上3案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

○13番(宮城与四郎君) 13番、宮城です。昨日、現地調査を行いましたので、報告をさせていただきますと思います。

資料ナンバー8、244304であります。本件は、東武伊勢崎線の鷲宮駅の東口から東へ約300メートル行ったところでございます。今回の申請は、農地法の3条許可を申請をしたいということでございます。現状は、地目が田でありますけれども、経営拡大を目的としたいということでございます。現地を見させていただきましたが、長らく耕作放棄地であったようでございまして、荒れた状態であったようでありますが、譲受人が草刈り等を行って畑として利用できるように改善をしたということでございます。申請者については、耕運機を2台、草刈り機を2台所有しておりまして、露地野菜とか栗とかミカン、柿などを栽培をしたいということでございます。地図見ていただきますと、周囲は東と南は住宅に囲まれています。北側等につきましては空き地でございます。現地の状況等から今回、許可相当というふうに判断をさせていただきました。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

ただいまの4人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第159号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案160号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第160号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第160号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の11ページ、申請書番号241509、譲受人はさいたま市岩槻区に事務所を置き、高速道路を新設、修繕等を行っている法人と

なります。譲渡人については、下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の田1筆、10.40平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります高速道路4車線化工事に伴う工事車両等の円滑な通行を確保する工食用道路のための一時転用で、転用期間が8か月間となっております。農地の区分は、農用地区域でございますが、圏央道工事のための一時的な利用に供するために行う転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人は、現在、圏央道4車線化工事に取り組んでおりますが、工事に当たり、当該申請地を工食用道路として一時的に使用することを計画し、所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号242508、譲受人は蕨市在住の方ほか1名、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田1筆、480平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地の前面道路に上下水道管が埋設されており、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつおおむね500メートル以内に2以上の医療施設が存在することから、第3種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、家財道具も増え、現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号243505、譲受人は東京都港区に本社を置く不動産業等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、加須市在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田6筆、合計2,665平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります貸倉庫建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。配送の利便性がよく、雇用も確保できる貸倉庫建築を計画していたところ、東北自動車道の加須、久喜の両インターチェンジにも近い当該申請地の所有者である譲渡人の同意が得られたことから、当該申請地へ貸倉庫を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号243506、譲受人、譲渡人ともに高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、354平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、近隣のグラウンドを拠点に活動する少年野球チームのオーナーであり、自身や自身の子供の所有する土地をチーム関係者の駐車場として提供し、運用しておりますが、駐車場として使用している一部の土地に建築行為をすることになり使用できなくなることから、今回近隣で代替りの土地を探していたところ、現在のグラウンドから程近い当該敷地の所有者から了承が得られたことから、当該敷地を駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページ、申請書番号243507、譲受人は東京都港区に本社を置く不動産業等行っている法人となります。譲渡人につきましては、高柳在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑3筆、田3筆、合計719.40平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、近隣にて倉庫を建築しておりますが、敷地も狭く、駐車スペースを確保できないことから、近隣にて土地を探していたところ、当該敷地の所有者から了承が得られたことから、当該敷地を駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号244509、譲受人はさいたま市在住の方、譲渡人は葛梅2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、葛梅地内の田1筆、133平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定

によります貸駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、申請地の隣地にて長屋住宅を経営しておりますが、長屋に入居している方や近隣の方も日頃から駐車スペースが不足していることから、今回、近隣で土地を探していたところ、現在の長屋住宅の隣地である当該敷地の所有者から了承が得られたことから、当該敷地を貸駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番、岸田でございます。11月19日、早野委員さんと一緒に現地を確認させていただきました。現地は、久喜宮代衛生組合、そこに、西に約150メートル、圏央道の側道のところなのですが、新川用水の水路を圏央道工事ですてしております。工事に当たって、脇の道路、仮設道路の幅員が不足するという事で部分的に面積は少ないのですけれども、転用するという事で申請が上がりました。特に圏央道工事改修のための一時転用ですので、何ら支障はないということでよろしく願いいたします。

以上です。

○6番（柴崎行雄君） 柴崎でございます。昨日24日、渡邊委員と現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号242508、資料10を御覧ください。資料10の左下に大きな久喜市菖蒲文化会館（アミーゴ）というのがあると思うのですが、そこから北に進んで約300メートルのところにあります。北側が市道、周りは全て畑となっております。その図を見ると分かるように、3か所に分かれている中央が今回の申請場所になります。なお、この計画ですが、周囲をブロック3段積みで行い、排水については下水道管で排水、または道路のU字溝に接続する計画となっております。周囲は畑ですが、畑に特に被害を及ぼすことはないと思われるということで、許可相当であるかと思われます。

以上です。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。11月20日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

申請書番号が243505番、総会資料11をお開きください。申請地につきましては、加須市の豊野台工業団地に隣接しております。この地図で破線で上のほうに書いてあるところが、ちょうど久喜市と加須市の行政界でございます。その下が国道の125号栗橋大利根バイパス線でございます。この高柳北交差点から東に約50メートルほどの地点に位置しております。申請地の状況でございますが、休耕地でございます。既に周辺道路工事など一部の工事が始まっていました。開発される土地につきましては、久喜市の市道及び県道阿佐間幸手線、南側が十王堀川に囲まれた三角地帯でございます。建設予定の貸倉庫、物流コンテナでございますが、浄化槽や雨水処理施設など排水衛生設備工事などが計画をされていることから、周辺農地に被害は及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号243506、総会資料の12をお開きください。申請地は、主要地方道さいたま栗橋線とちょうど国道125号が分岐する高柳交差点から南西に600メートルほどの地点に位置しております。申請地の状況は、現況、畑でございます。保安全管理がされておりました。周囲は、北側が宅地、東側が畑、南側が市道でございます。西側は宅地でございますが、公衆用道路として使用されておりました。被害防除につきましては、隣接する農地との境に土砂流出防止策として土留めを設置いたします。舗装につきましては、地下浸透させるために砕石を敷きならす

という計画になっております。駐車場としての利用で汚水や雑排水がないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号243507、資料の13をお開きください。申請地は、先に説明をさせていただきました申請書番号243505、資料の11の申請地と隣接をしております。申請地は、横に十王橋と書いてあるところがあるかと思うのですが、これを渡りまして、この橋を渡った下側が先ほどの243505番でございます。申請地の状況は休耕田でございます。開発される土地につきましては、久喜市の市道及び国道、西側は十王堀川、北側に一部宅地がございます。駐車場としての利用で、汚水や雑排水の利用もないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上3案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城です。昨日、現地調査を行いました結果を報告いたします。

資料ナンバーの14、244509の案件でございます。現地の地目は田でありましたけれども、申請目的は雑種地として貸駐車場にしたいということでありま

す。○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま4人の委員からの調査報告について質問をお受けします。

岸田委員。

○2番（岸田一男君） 1つだけ教えてもらいたいのですけれども、243505、貸倉庫の建設になっていますけれども、物流倉庫にということで、これは都市計画法の区域の何か指定受けているのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 農業委員会事務局、横山です。当該地につきましては、都市計画法上、産業系の12号区域が張られているところになります。

以上です。

○2番（岸田一男君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第160号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第161号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第161号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程しま

す。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第161号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の15ページ、今月計画変更が1件提出されております。

申請書番号231542、土地の表示につきましては、北中曽根地内の田12筆、畑7筆、合計1万166平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和6年4月に、事業目的は農地改良用地のための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時は、一時転用期間として許可後から6か月間の予定でしたが、その後状況が変わり、期間を4か月間延長するため、今回、計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また、周辺農地に及ぼす影響もないと認められたことから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第161号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第162号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第162号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、菖蒲67番については議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第162号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の17ページから19ページまでになります。今月、菖蒲67番を除いて27件の申出を受けておりまして、うち新規案件は7件でございます。

それでは、菖蒲67番を除いて新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、18ページ、申請書番号、菖蒲69番から73番までは借手が同じため一括して説明します。利用権を設定する農地が菖蒲町小林ほか地内の田1筆、畑6筆、合計4,446平米でございます。借手は菖蒲町柴山枝郷に住所を置く法人、貸手は菖蒲町柴山枝郷ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋15番、利用権を設定する農地が小右衛門地内の田1筆、2,347平米でございまして、借手は茨城県五霞町に住所を置く法人、貸手は愛知県名古屋市在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑10年間を予定しているものでございます。

続きまして、19ページ、申請書番号、鷺宮20番、利用権を設定する農地が八甫2丁目地内の畑1筆、1,031平米でございまして、借手为本町4丁目に住所を置く法人、貸手は八甫2丁目在住の方となっております。設定する利用権が貸貸借権の設定、水稻作付10年間、賃借料が玄米10キログラムを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が菖蒲67番を除き、新規、再設定合わせて46筆、4万1,609.76平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員より経営状況の報告をいただきたいと思っております。

初めに、菖蒲69番から73番までの借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いします。

○菖蒲11（森田 清君） 菖蒲11、森田です。今回利用権を設定する農地の借手の方は、菖蒲町柴山枝郷にお住まいの方で、現在約4万平米ぐらいの長ネギを専門に栽培している方でございます。今まで現地のその借りている畑等を見回しますと、全部きれいに整地されてありまして、何ら問題はないと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋15番の借手につきましては、市外法人のため事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、栗橋の15番、借手の方については、茨城県五霞町に事務所を置く法人のため、五霞町農業委員会へ経営状況等確認したところ、現在従業員6名、農業補助者2名で水稻及び野菜を合計で842アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動されているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、鷺宮20番の借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員よりお願いします。

○久喜1（平林勝博君） 平林です。鷺宮20ですけれども、今回の利用権を設定する農地の借手の方は、本町4丁目にお住まいの法人なのですが、現在324アールあまりやっております、主に稲作でございます。今回1,000平米ぐらいで新たに追加するわけですけれども、耕作に従事される方も、2人以上ということになっていますので、問題ないかと思っております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、菖蒲67番を除き、議案第162号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定します。

次に、菖蒲67番に移ります。

農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限により、渡邊委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔9番 渡邊敏男君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、17ページ、申請書番号、菖蒲の67番、利用権を設定する農地が菖蒲町台地内の田1筆、1,025平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町台在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付5年間で予定しているものでございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員より経営状況の報告をいただきたいと思っております。

67番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 本日、担当推進委員、欠席のため事務局のほうから報告のほうさせていただきます。

現在農業委員会の農業委員として活動され、菖蒲町台にお住まいで、全体で226アール耕作しております。全て良好に耕作管理されており、地域の中心となる担い手として活動していると推進委員のほうから報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、菖蒲67番について原案に賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

渡邊委員の入室を認めます。

〔9番 渡邊敏男君着席〕

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 初めに、21ページ、農地法第4条の届出でございます。今月1件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、23ページから25ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月8件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、27ページ、農地法第5条の規定による農地転用届出取消しについてでございます。今月、取消願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条の届出が提出されましたが、地籍変更のため取消願が

提出されたものでございます。

続きまして、29ページから33ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月8件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、35ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月2件の合意解約に係る通知が提出されております。

続いて、37ページ、農業用施設用地に供する届出でございます。今月1件の届出を受理しております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に、農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものを御覧ください。こちらについては、認定農業者を認定するに当たり、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たり、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会に意見を求められているものでございます。資料でございますとおり、今月1件の申請が提出されております。桜田4丁目在住の方で、現在の作付面積が約1,110アールで、今後農地を借入れするなどし、1,540アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型が稲作の単一経営でございます。今後借入れするなどし、耕作面積を増やし、また、集約化を進め、設備についても新しい耕作機械の導入を図り、生産性を上げていくことを目標としております。令和6年11月25日まで市の認定新規就農者として認定を受けており、年齢も若く、現在は地域の中で精力的に担い手として活動されていることから、認定について支障ないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をしたいと思えます。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたら、お受けいたします。

杉田委員。

○1番（杉田孝行君） お手元に事前にお配りした資料についてご案内させていただきます。

まず、今年の水稲の作況指数ということでありますけれども、10月25日現在の予測収量ということで、こちらは関東農政局から出たものでございます。埼玉県においては作況指数が全体で97ということでありますけれども、既にご案内の農業新聞等々では埼玉県東部は作況指数は96ということでございます。なお、関東近県では作況を100以上のところが茨城が103ということで、こちらは102から105ですと、やや良というような状況でございます。そのほかは、栃木、群馬、千葉、東京含め100以上の平年並み、やや良というような状況でございます。これ100以下のところでは埼玉と神奈川というような状況であるということでございます。こちらについては、今年の猛暑、酷暑が影響して、特に埼玉等については、その影響を受けたというような状況でございます。

それと、次の資料があらうと思っておりますけれども、こちら、今年埼玉県議会議員の9月の定例の一般質問での状況でございます。こちらについては、皆さん関心があると思っておりますけれども、また農家からいろんな問合せなりお聞きになると思っておりますので、資料として出させていただいたものでございます。こちらについては、加須市出身の高橋稔裕議員がカメムシについて稲の穂が出始めの頃、その穂を吸い、出来上がる米を黒く変色させて品質を悪くし、また収量を落とすというような状況でございます。こういう状況で、ふだんですと、大体平均8俵ぐらい取れるわけでございますけれども、4から5俵、先ほどお話ししていたのですけれども、川鍋委員さんに聞いたら、2俵もあるよということ、あちらこちらではそういう状況もあるということでひとつお含みのほどをお願いをするわけでございます。

そういう中で、農林部長に問いかけたわけですが、そのものが次のページに出てくると思っておりますけれども、これについては、収量また品質、収入面での被害把握をしていただきたいということで農林部長に問いかけたということでございます。それと、11月15日に埼玉新聞で、さいたまの岩槻区の小島信昭議員がカメムシの被害で変色、実入りが悪くなったということ、小島議員は県会議員でもありますし、20町以上の自らが作付されている方でございます。そんなようなことを、地元はさることながら自民党県議団として知事のほうに緊急要望書を出したというのが裏面に書いてあります。

特に6月から9月に米につくイネカメムシ、これが前年の8倍以上のものを確認されたということでございます。そんなようなことを、要望書には県東部を中心に水田や畑、また果樹、これらのカメムシがいろいろ、稲と、また果樹、特に梨、または野菜等々については、みんなそのカメムシが違うというような状況であるわけでございますので、そういうもので今年は被害が多かったということであるわけでございます。そういうことで、特にカメムシを越冬させないということで対策、また農薬による防除や防虫ネットの補助、また影響を受けた農家へ融資制度創設などを取り組んでいただきたいということの要望を自民党県議団が出したということでございます。先日、農業委員と推進委員の視察で、茨城県の八千代町に行ったのですけれども、これから土手なり、亜硫酸ガスで枯れてしまうと、そちらのほうに越冬してしまうということで、最近は野焼きがなかなか難しいということであるわけでございますと、それなりの刈り取りをして燃やし火をしないと、そこへ全てのカメムシが越冬してしまうということで、来年はもっと被害が大きく拡大するのではなかろうという状況でありますので、そういう点についても各委員の皆さんは把握しておいていただければと思います。

それと、最後のページになりますけれども、そういうことを含めて埼玉県の農業協同組合連合会県本部と農業共済組合、植物防疫協会等へは、農林部長がこの駆除について出したものでございます。これらについては、後でお目通

しを願えたらですけれども、防除の手順なり、農薬をどのように使ったらいいかということで書いてございますので、もし近所の方、また農家の方に聞かれたら、ひとつ的確に答えていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

そのほかに何かありますか。ございませんか

〔「なし」と言う人あり〕

◎閉会の宣告 午後 3時30分

○会長（長谷川 勲君） ないようなら、以上をもちまして本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年11月25日

久喜市農業委員会会長 長谷川 勲

署名委員 坂巻 昭一郎

署名委員 宮城 与四郎